平成２２年（フ）第５２号
北海道岩見沢市志文町1183番地10　コーポみゆき202
債務者　小寺　由彦
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第５３号
北海道岩見沢市幌向南１条３丁目338番地２
債務者　菅原　政美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第５５号
北海道三笠市幌内金谷町31番地　Ｅ２－６
債務者　柴田　良子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第６３号
北海道岩見沢市栗沢町美流渡西町176番地
債務者　加藤　　明
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第６０号
千葉県流山市東深井484番地５、破産申立時の住所神奈川県小田原市板橋885番地
債務者　安倍　惠子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１７５号
神奈川県南足柄市塚原5012番地
債務者　寺井　健二
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１７９号
神奈川県秦野市堀川19番地の１
債務者　小宮　　正
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１８０号
神奈川県秦野市堀川19番地の１
債務者　小宮　光代
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１９３号
神奈川県伊勢原市桜台３丁目12番５―105号
債務者　東嶋真由美
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１９４号
神奈川県小田原市栢山2703番地サンハイツ栢山Ｂ棟202
債務者　内海　裕大
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１９５号
神奈川県厚木市緑ヶ丘５丁目17番１号　武部鉄工上原寮
債務者　土屋　敬一
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１９７号
神奈川県南足柄市塚原2614番地
債務者　青木　晴香
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２０３号
神奈川県愛甲郡愛川町中津677番地の９
債務者　吹越　正雪
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２０５号
神奈川県小田原市中村原186番地の２　ダイアパレス西湘橘310号室
債務者　宮本　巖夫
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２０８号
神奈川県南足柄市岩原38番地３
債務者　堀内　幸雄
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２１９号
神奈川県愛甲郡愛川町中津611番地の５
債務者　清水　恵子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２２１号
神奈川県平塚市田村２丁目７番35―804号　サンシャイン平塚
債務者　持田　俊雄
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２２５号
神奈川県秦野市室町８番８号　メロンハイツ高橋５号
債務者　曽我部光圭
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部